

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 K市内を管轄する地方運輸局長は、「一般乗用旅客自動車運送事業の適正化に関する法律」（以下「本件法律」という。）第7条に基づき、K市内における小型タクシーの初乗運賃の範囲を570円～590円に指定し、これを公表している。

X社は、K市内において小型タクシー80台を擁し、これまで初乗運賃を570円としてタクシー事業を営んできた。しかしながら、長引く不況の影響で乗客数は減少を続けており、このままでは経営が立ち行かない。X社は顧客へのアンケート調査を実施し、タクシー運送事業の改善に資する意見を求めたところ、運賃値下げの希望が有効回答の過半数を占めた。そこでX社は、起死回生の策として、初乗運賃を500円に値下げすることを真剣に検討している。

しかしながら、このような運賃変更の届出に対しては、本件法律第8条第3項に基づく行政処分が確実視される。X社がこの処分に従わず500円の初乗運賃で運送を継続する場合には、本件法律第9条に基づくさらなる行政処分および第17条に基づく处罚も予想される。

X社は、こうした本件法律による運賃規制（以下「公定幅運賃制度」という。）に強い不満を抱いており、将来の訴訟可能性を見据えつつ、顧問弁護士に対応を相談した。

【参考条文】 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化に関する法律（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、一般乗用旅客自動車運送が公共交通として重要な役割を担っていることに鑑み、一般乗用旅客自動車運送事業の業務の適正化を図り、もって運送の安全及び利用者の利便を確保することを目的とする。

第2条（定義）

この法律で「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、1個の契約により乗車定員10名未満の自動車を貸し切って、有償で、旅客を運送する事業をいう。

第3条（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

一般乗用旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第7条（運賃の範囲の指定）

- 1 國土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲を指定し、これを公表しなければならない。
- 2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、以下の基準に適合するものでなければならない。
 - 一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
 - 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

第8条（運賃の届出等）

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の運賃は、第7条第1項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、その運賃をすみやかに変更すべきことを命ずることができる。

第9条（許可の取消し）

国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取り消すことができる。

第10条（権限の委任）

この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

第16条（罰則）

第3条の規定に違反して一般旅客自動車運送事業を経営した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第17条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項の規定による届出をしないで、又は同項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を收受した者
- 二 第8条第3項の規定による命令に違反して、運賃を收受した者

【設問】 X社の立場から本件法律による公定幅運賃制度の違憲性を主張する場合、どのような立論が考えられるか。国の立場からの反論を想定しつつ、詳しく論じなさい。